

(書式 1 - 3)

離婚の確認、親権、養育費、財産分与についての合意書

合 意 書

〇〇〇〇を甲、〇〇〇〇を乙として、甲乙間で離婚に伴う親権、養育費、財産分与について、次のとおり合意した。

第 1 条 甲乙は協議離婚することに合意し、甲において本日〇〇市役所に離婚届を提出するものとする。

第 2 条 甲乙間の長男〇〇の親権者を乙とする。

第 3 条 甲は乙に対し、長男〇〇が成人に達するまでのその間養育費として毎月金〇万円を毎月末日までに長男〇〇名義の〇〇銀行〇〇支店の普通預金口座（口座銀号〇〇〇〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。

第 4 条 甲は乙に対し、財産分与として、金〇〇〇万円を支払う義務のあることを確認し、これを、平成〇〇年〇〇月〇〇日限り、乙名義の〇〇銀行〇〇支店の普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。

第 5 条 甲乙は、本件離婚については本合意書に定める以外、相互に何ら債権債務のないことを確認する。

以上の合意成立の証として、本合意書 2 通を作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

甲

住 所

乙



解説

(第2条)

協議離婚の際、未成年の子供が存在する場合、必ず、親権者をいずれにするか決めなければならない（民法第819条第1項）。

(第3条)

子供の養育費については、具体的金額、期間を決定しても、将来に渡り拘束されるものではない。

負担する側の経済力、子供の能力等から、金額、期間の変更要求はできる。
この部分については、第5条で清算条項を入れても、結果的には拘束を受けないことを理解しておくこと。

Asahi Chuo

(第4条)

離婚に伴う夫婦間の財産関係の清算を決めたもので、これは養育費と異なり確定的なもので、変更はできない。

尚、一方の有責行為があれば、慰籍料についても取り決める必要がある。

(印紙)

本件の文書には、印紙は不要である。